

未払賃金請求について申告!!

労基署がついに動き出す!!

9月6日、JR東海労組合2名が金子慎社長宛てに送った内容証明書（未払賃金等請求通知書）について、大一運輸所は木田総務科長から、大二運輸所は東野総務科長と足立事務助役から「就業規則や賃金規程からも何ら問題はない」と口頭で会社回答がありました。JR東海労組合員は、会社回答には納得出来ないとして9月7日、淀川労働基準監督署に未払い賃金の支払いを求めて申告をしました。

未払賃金請求とは何か!?

新幹線乗務員の場合、1ヶ月単位で変形労働時間制が採用されていますが、予備月に「空白勤務」が指定されることにより、変形労働時間制の要件を満たしていません。したがって通常の（原則）の労働時間制度としての労基法が適用され、法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えるものには超過勤務手当として支払わなければならないのです。そのために組合員2名は、超過勤務手当の未払請求を金子社長宛てに内容証明書で通知をしました。

内容証明書での会社回答が口頭とは!?

労基署の担当者からそれは失礼だと!!

会社は JR 東海労組合員に対して直ちに

未払賃金を支払え!!

会社回答は書面で手渡せ!!